

## 保健指導の考え方について（案）

- 労働安全衛生法に基づく保健指導は、事業者の努力義務として位置づけられているが、一方、高齢者医療法では医療保険者に特定保健指導の実施が義務づけられている。また、前者は、例えば視・聴力等に関わる保健指導が必要に応じて行われるが、後者では、健診項目において視・聴力等の項目を必要としていないために、こうした項目に対する保健指導は行われないと考えられる。このような中で、高齢者医療法に基づく特定保健指導と労働安全衛生法に基づく保健指導の実施方法等が整理されない場合には、平成20年4月以降、労働者は一部重複した保健指導を2回受けることになる想定される。

なお、標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）には、特定保健指導を行う事業所の考え方が述べられているが、事業者が行う保健指導が、事業所が行う特定保健指導に該当するのかが未だ整理されていない。

- 労働安全衛生法に基づく保健指導は産業医等により行われているが、一方、同法に基づく「事業場における労働者の健康の保持増進のための指針（T H P「Total Health promotion Plan」指針）」により行われている保健指導等については、事業者または労働者健康保持増進サービス機関等において保健指導・栄養指導・運動指導に係る専門的な人材によりサービスが提供されている。

こうしたことを踏まえ、労働安全衛生行政における保健指導のあり方について検討する。

## ○ 特定保健指導と労働安全衛生法に基づく保健指導との関係について

- ・ 内臓脂肪症候群に対する特定保健指導については、医療保険者に義務づけられている（高齢者医療法が優先）。
- ・ 労働安全衛生法に基づく保健指導は、生活習慣のみならず、労働者の作業環境等の背景も考えた包括的な保健指導となっている。
- ・ 労働者が2度保健指導をうける手間等を考えると、労働者を対象とする高齢者医療法に基づく特定保健指導については、可能な範囲で労働安全衛生法における保健指導と併せて実施できないか検討する必要がある（この場合、労働者の作業環境等の背景も踏まえた保健指導とすることが重要）。

⇒ 医療保険者が、希望する事業者に対し、特定保健指導の委託ができるようにすることが必要ではないか。

この場合の委託に係る条件等はどのようなものか。

## ○ 人材の活用について

- ・ 労働安全衛生法においては、産業医を中心とした産業保健スタッフが労働者の健康確保のために保健指導等を行っている。
- ・ また、事業者またはその委託を受けた労働者健康保持増進サービス機関等において、T H Pで養成した保健指導・栄養指導・運動指導の専門的な人材により、労働者の健康の保持増進のためのサービスが提供されている。

⇒ 多くの労働者に対して保健指導を実施するために、こうした専門的な知識を持っている人材の活用を考えていくことが必要ではないか。